



山形県公報

平成16年10月5日(火)
第1582号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則..... (産業政策課) ...1088

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出..... (健康福祉企画課) ... 同  
生活保護法による指定医療機関の指定..... ( 同 ) ...1089  
生活保護法による指定施術機関の指定..... ( 同 ) ... 同  
生活保護法による指定介護機関の指定..... ( 同 ) ...1090  
指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... (置賜総合支庁福祉課) ... 同  
指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... ( 同 ) ...1091  
地籍調査事業計画の決定..... (農村計画課) ... 同  
土地改良事業施行の認可..... (村山総合支庁農村計画課) ...1092

### 議 会 関 係

#### 訓 令

山形県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令..... 同

### 公安委員会関係

#### 告 示

指定講習機関の指定.....1093

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

政治団体の届出事項の異動.....1094  
政治団体の解散..... 同  
政治団体の収支報告書の要旨.....1095  
同.....1096  
資金管理団体の指定の取消.....1098  
資金管理団体でなくなった旨の届出..... 同

### 公 告

大規模小売店舗の新設の届出..... (商業振興課) ... 同

## 規 則

山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月5日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 山形県規則第63号

山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県産業創造支援センター条例施行規則（平成11年5月県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表1施設の項の表を次のように改める。

#### 1 施設

| 種 別 及 び 面 積 |           | 使 用 料 の 額 |         |
|-------------|-----------|-----------|---------|
|             |           | 1月につき     | 1日につき   |
| 研究開発室       | 40平方メートル  | 104,000円  | 3,400円  |
|             | 68平方メートル  | 176,800円  | 5,800円  |
|             | 81平方メートル  | 210,600円  | 7,000円  |
|             | 135平方メートル | 351,000円  | 11,700円 |
| 新規創業室       | 40平方メートル  | 60,000円   | 2,000円  |
|             | 81平方メートル  | 121,500円  | 4,000円  |

備考 研究開発室及び新規創業室の使用を月の中途から開始する場合又は月の途中で終了する場合の当該月に係る使用料の額は、1日につきの使用料の額に、それぞれ当該月における使用日数を乗じて得た額とする。

#### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の別表1施設の項の規定は、この規則の施行の日以後に許可された施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可された施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

## 告 示

### 山形県告示第961号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成16年10月5日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地    | 廃止年月日      |
|-------------------|------------------------|------------|
| 佐 藤 医 院           | 南陽市赤湯949番地の1           | 平成16. 4. 8 |
| ユ ザ 薬 局           | 飽海郡遊佐町大字遊佐町字舞鶴130番地の14 | 同          |
| 木 村 歯 科 医 院       | 上山市南町5番地の20            | 同 4.30     |

|             |                    |   |      |
|-------------|--------------------|---|------|
| 渡 辺 医 院     | 山形市緑町三丁目17番12号     | 同 | 6. 1 |
| 高 野 調 剤 薬 局 | 米沢市堀川町4番地の40       | 同 | 7.31 |
| 石 橋 医 院     | 西田川郡温海町大字鼠ヶ関甲304番地 | 同 | 8.16 |
| 渡 辺 歯 科 医 院 | 山形市下条町二丁目9番24号     | 同 | 8.19 |
| 佐 藤 歯 科 医 院 | 酒田市中町一丁目11番4号      | 同 | 8.31 |

## 山形県告示第962号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成16年10月5日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称            | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地    | 指 定 年 月 日  |
|------------------------------|------------------------|------------|
| 山 形 徳 洲 会 病 院                | 山形市清住町二丁目89番6号         | 平成16. 9. 1 |
| 樫 の 木 薬 局 上 町 店              | 同 上町四丁目8番13号           | 同          |
| い が ら し ク リ ニ ッ ク            | 天童市東長岡二丁目8番8号          | 同          |
| さとうウィメンズクリニック<br>(医 科 ・ 歯 科) | 同 南小畑四丁目1番1号           | 同          |
| 鈴 木 ク リ ニ ッ ク                | 南陽市島貫590番地の15          | 同          |
| ユ ザ 薬 局                      | 飽海郡遊佐町大字遊佐町字舞鶴130番地の14 | 同          |
| オ ア シ ス 調 剤 薬 局              | 山形市西田二丁目3番7号           | 同          |
| 村 上 歯 科 ク リ ニ ッ ク            | 長井市花作町12番地の8           | 同 9. 7     |
| 高 野 調 剤 薬 局                  | 米沢市林泉寺二丁目2番90号         | 同 9. 9     |

## 山形県告示第963号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成16年10月5日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指 定 施 術 機 関 の 名 称 | 指 定 施 術 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日   |
|-------------------|---------------------|-------------|
| 里 見 接 骨 院         | 山形市小白川町三丁目12番27号    | 平成16. 9. 15 |

## 山形県告示第964号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。  
平成16年10月5日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定介護機関の名称                           | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地           | 指定年月日      |
|-------------------------------------|---------------|----------------------|------------|
| グループホームかほく                          | 痴呆対応型共同生活介護   | 西村山郡河北町谷地字砂田207番地の1  | 平成16. 8. 5 |
| デイサービスセンターそよ風の森                     | 通所介護          | 鶴岡市大字下川字龍花崎41番地1039号 | 同 8.10     |
| グループホームねずがせき                        | 痴呆対応型共同生活介護   | 西田川郡温海町大字鼠ヶ関字横路20番地  | 同 8.15     |
| フラワーさがえ                             | 同             | 寒河江市大字寒河江字小和田41番地    | 同 8.18     |
| デイサービスセンターさくらホーム広野                  | 通所介護          | 酒田市大字広野字末広102番地の1    | 同 9. 6     |
| 短期入所生活介護事業所さくらホーム広野                 | 短期入所生活介護      | 同                    | 同          |
| 特別養護老人ホームさくらホーム広野                   | 介護老人福祉施設      | 同                    | 同          |
| デイサービスきらら                           | 通所介護          | 米沢市徳町4番26号           | 同          |
| 特定非営利活動法人ワーカーズコープ山形支所<br>三日町陽だまり宅老所 | 同             | 山形市三日町二丁目1番41号       | 同 9. 8     |
| 東青田デイサービスセンターツクイ                    | 同             | 同 東青田一丁目4番15号        | 同          |
| 社団法人山形県接骨師会鈴川東洋接骨院介護支援事業所           | 居宅介護支援        | 同 鈴川町三丁目15番1号        | 同 9.16     |

## 山形県告示第965号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成16年10月5日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                  | 居宅サービスの種類   | 事業所の名称及び所在地   |                | 変更年月日      |
|--------------------------------------|-------------|---------------|----------------|------------|
|                                      |             | 変更前           | 変更後            |            |
| 医療法人社団緑愛会<br>東置賜郡川西町下奥田<br>3796番地20号 | 通所介護        | デイサービスセンター楓の家 |                | 平成16. 9. 1 |
|                                      |             | 米沢市金池六丁目8番地8号 | 米沢市金池六丁目8番地26号 |            |
|                                      | 痴呆対応型共同生活介護 | グループホーム楓の家    |                | 同          |
|                                      |             | 米沢市金池六丁目8番地8号 | 米沢市金池六丁目8番地26号 |            |

|                                          |        |                             |                |         |
|------------------------------------------|--------|-----------------------------|----------------|---------|
| 有限会社ヴィーグル<br>米沢市中央四丁目1番21号コーピラス米沢立町1303号 | 訪問介護   | 有限会社ヴィーグル                   |                | 同       |
|                                          |        | 米沢市中央四丁目1番21号コーピラス米沢立町1303号 | 米沢市大町三丁目4番15号  |         |
| 特定非営利活動法人あすなるの会<br>米沢市大字館山字西台811番地2      | 訪問介護   | あすなる在宅介護サービスセンター            |                | 同 10. 1 |
|                                          |        | 米沢市大字館山字西台811番地2            | 米沢市窪田町窪田1400番地 |         |
|                                          | 訪問入浴介護 | あすなる在宅介護サービスセンター            |                | 同       |
|                                          |        | 米沢市大字館山字西台811番地2            | 米沢市窪田町窪田1400番地 |         |
|                                          | 福祉用具貸与 | あすなる在宅介護サービスセンター            |                | 同       |
|                                          |        | 米沢市大字館山字西台811番地2            | 米沢市窪田町窪田1400番地 |         |

山形県告示第966号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成16年10月5日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅介護支援事業者の<br>名称及び所在地             | 事業所の名称及び所在地      |                | 変更年月日      |
|-------------------------------------|------------------|----------------|------------|
|                                     | 変 更 前            | 変 更 後          |            |
| 医療法人社団緑愛会<br>東置賜郡川西町下奥田3796番地20号    | 居宅介護支援事業所楓の家     |                | 平成16. 9. 1 |
|                                     | 米沢市金池六丁目8番地8号    | 米沢市金池六丁目8番地26号 |            |
| 特定非営利活動法人あすなるの会<br>米沢市大字館山字西台811番地2 | あすなる在宅介護サービスセンター |                | 同 10. 1    |
|                                     | 米沢市大字館山字西台811番地2 | 米沢市窪田町窪田1400番地 |            |

山形県告示第967号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成16年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成16年10月5日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 調査を行う者の名称 | 調 査 地 域 | 調 査 期 間                                       |
|-----------|---------|-----------------------------------------------|
| 最 上 町     | 大字黒沢の一部 | 国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の変更交付決定の日から平成17年3月31日まで |

## 山形県告示第968号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。  
平成16年10月5日

山形県知事 高橋和雄

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
山形農業協同組合（上平地区）
- 2 認可年月日  
平成16年9月27日

## 議 会 関 係

### 訓 令

## 山形県議会訓令第2号

山形県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成16年10月5日

山形県議会議長 松浦安雄

山形県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県議会事務局文書管理規程（昭和42年3月県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書 事務の処理に必要な書類（図画、フィルム等を含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 電子文書 電磁的記録のうち、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (3) 総合行政ネットワーク文書 総合行政ネットワークの電子文書交換システムにより交換される電子文書をいう。
- (4) 起案 決裁を受けるための原案を作成することをいう。
- (5) 回覧 起案を必要としないものを単に閲覧に供することをいう。
- (6) 保存 処理の完結した文書を収納しておくことをいう。
- (7) 保管 保存のうち、処理の完結した日の属する年度の翌年度の末日まで文書を主務課において収納しておくことをいう。
- (8) 電子署名 電子計算機による情報処理の用に供される電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次のいずれにも該当するものをいう。  
イ 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。  
ロ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

第4条第3項を次のように改める。

- 3 文書取扱者は、課又は室における文書の配布、発送、保管等の文書事務（担当者が直接送達を受けた電子文書の收受及び直接発送する電子文書の発送の手続を除く。）を担当する。第5条の見出し中「一般文書」を「文書」に改め、同条第1項中「一般の文書」を「文書（第6条に規定する文書及び主務課で直接送達を受けた文書を除く。）」に改め、同条第2項中「一般の文書」を「文書」に、「余白」を「余白（電子文書にあっては、当該文書を用紙に出力したものの余白）」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

## 第5条の2

文書取扱者は、電子署名が行われた総合行政ネットワーク文書の送達を受けたときは、電子署名の検証を行うとともに、当該文書を用紙に出力したものの余白に朱書きで「電子署名検証済み」と記入し、証明印を押印しなければならない。

第9条第1項中「文書には」を「文書（電子文書を除く。）には」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

（電子署名の実施）

第9条の2 執行する文書（電子文書に限る。）には、総務課長の定めるところにより、電子署名を行わなければならない。ただし、前条第1項各号に掲げる文書については電子署名の実施を省略することができる。

第11条第1項中「発送文書」を「発送文書（電子文書を除く。）」に改め、同条第3項中「第1項ただし書」を「電子文書及び第1項ただし書」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 電子文書を発送するときは、総務課長が別に定める手続により行わなければならない。

第13条第1項第1号中「永年保存すべき」を「30年保存すべき」に改め、同号中「永年保存」を「30年保存」に改め、同条第4項後段を次のように改める。

この場合において、個人情報又は印影等他に利用されるおそれのあるものがある場合は、裁断等の適切な処理を行わなければならない。

第13条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号に規定する文書のうち、法律の規定等により同号の保存年限を経過した後も引き続き保存をする必要があると認められたものについては、その保存年限を延長することができる。

第14条を次のように改める。

（起案又は回覧により処理する文書以外の文書の管理）

第14条 所管する事務につき専決で処理する権限を常例として与えられている者（当該権限に属する事務が代決により行われた場合の当該代決をした者を含む。以下「専決権者」という。）に了承された文書（起案又は回覧により了承されたものを除く。）については、了承された年月日及び了承した専決権者の職名を適宜の方法により記載し、主務課長が必要と認める期間適切に整理しておかななければならない。

別記様式第7号中  

|         |         |
|---------|---------|
| 保 存 場 所 | 保 存 期 間 |
|         |         |

を  

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 保 存 場 所 | 保 存 期 間 | 延 長 保 存 |
|         |         |         |

に改める。

別記様式第8号中  

|  |
|--|
|  |
|--|

簿冊名 を  

|  |
|--|
|  |
|--|

簿冊名  
に改め、同様式の備考  

|  |
|--|
|  |
|--|

保存年限を延長している旨の表示

中「永年」を「30年及び延長保存」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の山形県議会事務局文書管理規程の規定により同訓令第13条第1項第1号の永年保存すべき文書として保存をされている文書は、改正後の山形県議会事務局文書管理規程の規定により同訓令第13条第1項第1号の30年保存すべき文書として保存をされているものとみなす。

公安委員会関係

告 示

山形県公安委員会告示第8号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定による指定講習機関を次のとおり指定した。

平成16年10月5日

山形県公安委員会  
委員長 吉 田 美 智 子

- 1 指定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社 新庄第一自動車学校  
 新庄市大字鳥越929番地の1  
 代表取締役 阿部 秀子

- 2 特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地  
 新庄第一自動車学校  
 新庄市大字鳥越929番地の1
- 3 特定講習の種別  
 取消処分者講習
- 4 指定を行った年月日  
 平成16年9月24日

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第152号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成16年10月5日

山形県選挙管理委員会

委員長 安 部

敏

その他の団体

| 政治団体の名称 | 異動事項       | 内 容                  |                  | 届出年月日          |
|---------|------------|----------------------|------------------|----------------|
|         |            | 新                    | 旧                |                |
| 阿部為吉後援会 | 代 表 者      | 堀 敏 夫                | 阿 部 一 男          | 平成<br>16. 9. 3 |
|         | 会 計 責 任 者  | 阿 部 浩                | 鈴 木 智            | 同              |
|         | 主たる事務所の所在地 | 西村山郡朝日村大字宮宿字中郷2395番地 | 西村山郡朝日町大字常盤へ83番地 | 同              |
| 吉村和夫後援会 | 代 表 者      | 吉 村 静 子              | 吉 村 和 夫          | 同<br>9. 7      |

山形県選挙管理委員会告示第153号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成16年10月5日

山形県選挙管理委員会

委員長 安 部

敏

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|---------|--------------|---------------|
| しだ俊夫後援会 | 解 散          | 平成16. 8.31    |



## 山形県選挙管理委員会告示第154号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成15年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年10月5日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部 敏

(資金管理団体)単位：円

| 政治団体の名称                     | しだ俊夫後援会  |
|-----------------------------|----------|
| 報告年月日                       | 16. 9. 1 |
| 収入総額                        | 0        |
| 前年繰越額                       | 0        |
| 本年收入額                       | 0        |
| 支出総額                        | 0        |
| 本年収入の内訳                     |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)        |          |
| 寄附(内訳別掲)                    | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)             |          |
| 団体分                         |          |
| 政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)   |          |
| 政党匿名寄附                      |          |
| 事業収入(内訳別掲)                  |          |
| 交付金収入                       |          |
| 借入金(内訳別掲)                   |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの |          |
| 支出の内訳                       |          |
| 経常経費                        | 0        |
| 人件費                         |          |
| 光熱水費                        |          |
| 備品・消耗品費                     |          |
| 事務所費                        |          |
| 政治活動費                       | 0        |
| 組織活動費                       |          |
| 選挙関係費                       |          |
| 事業費                         | 0        |
| 機関紙発行事業費                    |          |
| 宣伝事業費                       |          |
| パーティー事業費                    |          |
| その他の事業費                     |          |
| 調査研究費                       |          |
| 寄附・交付金                      |          |
| その他の経費                      |          |
| 資産等の有無                      | 無        |

しだ俊夫援会

○資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

志田俊夫

資金管理団体の届出に係る公職の種類

白鷹町議会議員

山形県選挙管理委員会告示第155号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成16年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年10月5日

山形県選挙管理委員会

委員長 安部

敏

(資金管理団体)単位:円

| 政治団体の名称                          | しだ俊夫後援会  |
|----------------------------------|----------|
| 報告年月日                            | 16. 9. 1 |
| 収入総額                             | 0        |
| 前年繰越額                            | 0        |
| 本年收入額                            | 0        |
| 支出総額                             | 0        |
| 本年收入の内訳                          |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |          |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |          |
| 政党匿名寄附                           |          |
| 事業収入(内訳別掲)                       |          |
| 交付金収入                            |          |
| 借入金(内訳別掲)                        |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |          |
| 支出の内訳                            |          |
| 経常経費                             | 0        |
| 人件費                              |          |
| 光熱水費                             |          |
| 備品・消耗品費                          |          |
| 事務所費                             |          |
| 政治活動費                            | 0        |
| 組織活動費                            |          |
| 選挙関係費                            |          |
| 事業費                              | 0        |
| 機関紙発行事業費                         |          |
| 宣伝事業費                            |          |
| パーティー事業費                         |          |
| その他の事業費                          |          |
| 調査研究費                            |          |
| 寄附・交付金                           |          |
| その他の経費                           |          |
| 資産等の有無                           | 無        |

しだ俊夫後援会

## ○資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

志 田 俊 夫

資金管理団体の届出に係る公職の種類

白鷹町議会議員

## 山形県選挙管理委員会告示第156号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成16年10月5日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部 敏

| 公職の候補者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 指定取消年月日    |
|-----------|-----------|------------|
| 志 田 俊 夫   | しだ俊夫後援会   | 平成16. 8.31 |

## 山形県選挙管理委員会告示第157号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成15年10月5日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部 敏

| 公職の候補者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 届出年月日      |
|-----------|-----------|------------|
| 吉 村 和 夫   | 吉村和夫後援会   | 平成16. 9. 7 |

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成17年2月15日まで縦覧に供する。

平成16年10月5日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイユーエイト山形花楯店  
山形市花楯二丁目11番2号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ダイユーエイト 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地  
代表取締役 浅倉 俊一
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成17年5月25日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,847平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 195台
  - (2) 駐輪場の収容台数 18台
  - (3) 荷さばき施設の面積 119.9平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 30立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 開店時刻 午前8時

ロ 閉店時刻 午後8時45分

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時30分から午後9時まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前7時30分から午後8時30分まで

## 7 届出年月日

平成16年9月24日

## 8 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年2月15日までに知事に提出することができる。

## (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

## (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

## (3) 意見

平成16年10月5日印刷  
平成16年10月5日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056